

第12次労働災害防止計画の実施状況（平成27年分）

1. 第12次労働災害防止計画期間中の労働災害の状況
2. 第三次産業（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）対策、腰痛対策
3. 陸上貨物運送事業対策
4. 建設業対策
5. 製造業対策
6. メンタルヘルス対策
7. 過重労働対策
8. 熱中症対策
9. 化学物質による健康障害防止対策
10. 受動喫煙防止対策
11. 非正規労働者対策
12. その他

平成28年9月6日

1. 第12次労働災害防止計画期間中の労働災害の状況(1)

【全体目標】

- 平成29年までに、労働災害による死亡者数を15%以上減少させる（平成24年比）
- 平成29年までに、労働災害による死傷者数（休業4日以上）を15%以上減少させる（平成24年比）

目標		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	目標 (平成29年)
	死亡者数(人)	1,093	1,030 (5.8%減)	1,057 (3.3%減)	972 (11.1%減)	929 (15%減)
	休業4日以上の 死傷者数(人)	119,576	118,157 (1.2%減)	119,535 (0.03%減)	116,311 (2.7%減)	101,640 (15%減)

()内は平成24年との比較

【参考】平成28年1～7月期(7月末時点速報値)

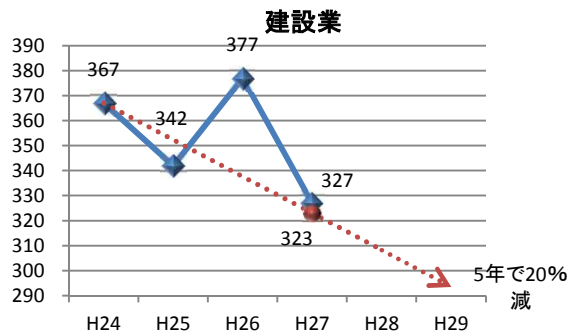
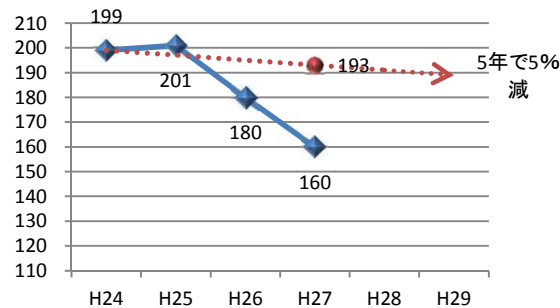
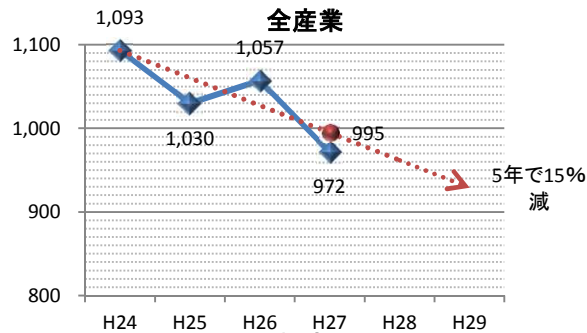
平成28年1～7月は、死亡者数は12次防目標値を下回るペースで推移しているが、死傷者数は、平成24年比で2.8%減にとどまっている。

1. 第12次労働災害防止計画期間中の労働災害の状況(平成27年確定値)

- 【目標】○ 平成29年までに、労働災害による死亡者数を15%以上減少させる(平成24年比)
○ 平成29年までに、労働災害による死傷者数(休業4日以上)を15%以上減少させる(平成24年比)

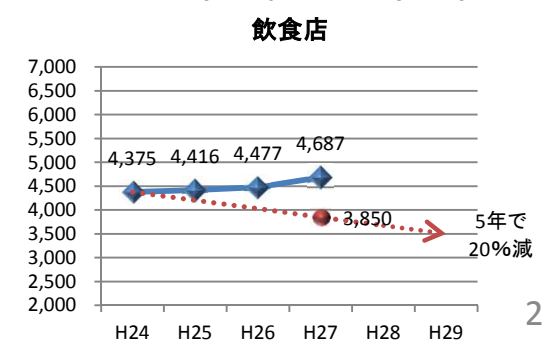
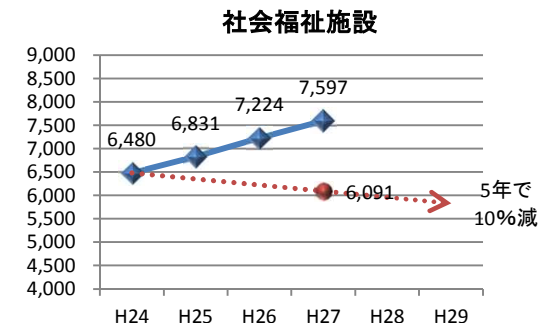
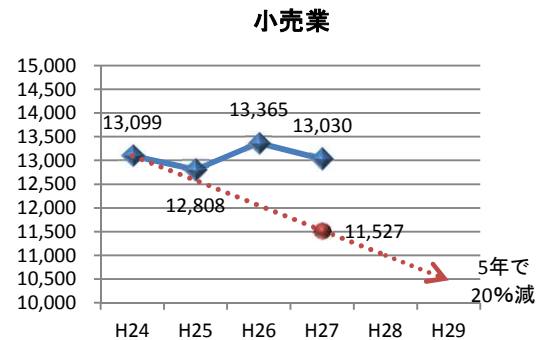
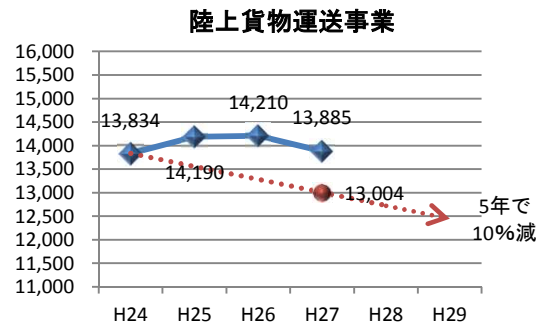
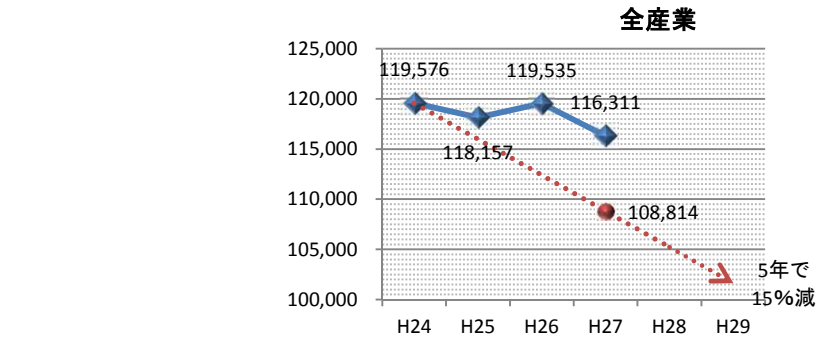
死亡災害

- ・ 平成24年よりも11.1%減少
- ・ 製造業は同19.6%減少
- ・ 建設業は同10.9%減少



休業4日以上の死傷災害

- ・ 平成24年よりも2.7%減少
- ・ 陸上貨物運送事業は同0.4%増加、小売業は同0.5%減少
- ・ 社会福祉施設は同17.2%増加、飲食店は同7.1%増加

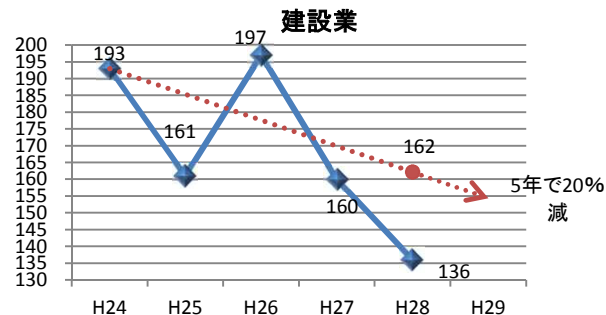
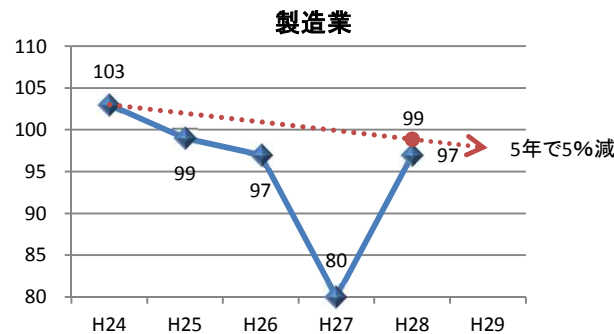
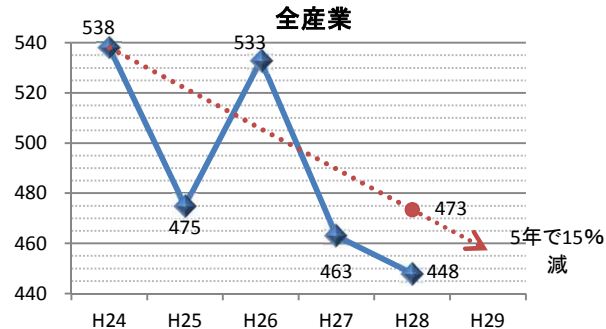


1. 第12次労働災害防止計画期間中の労働災害の状況(平成28年7月末日速報値の比較)

- 【目標】○ 平成29年までに、労働災害による死亡者数を15%以上減少させる(平成24年比)
○ 平成29年までに、労働災害による死傷者数(休業4日以上)を15%以上減少させる(平成24年比)

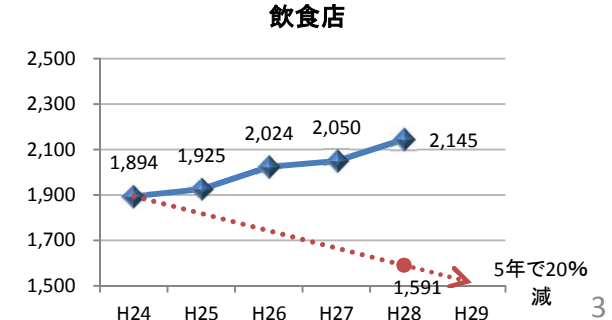
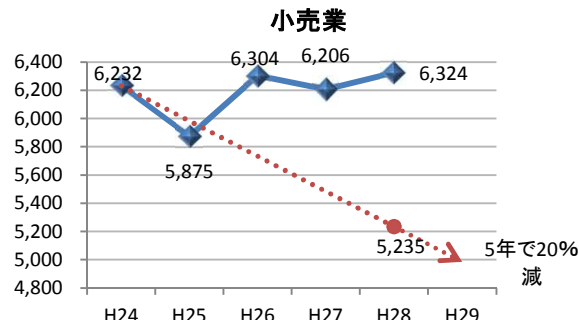
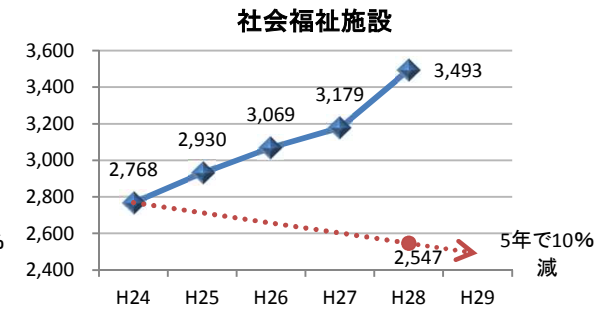
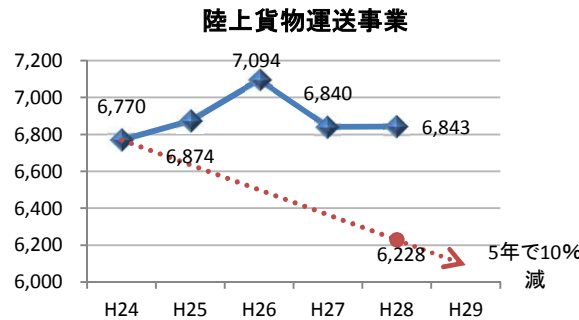
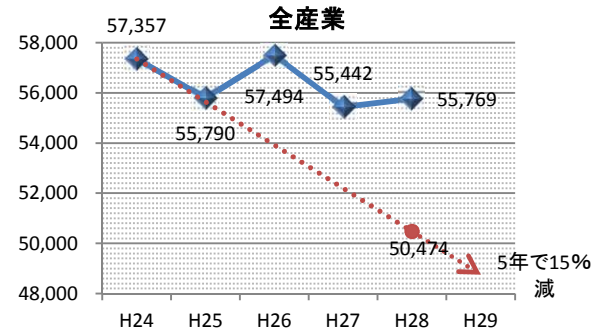
死亡災害

- 平成24年よりも16.7%減少
- 製造業は同5.8%減少
- 建設業は同29.5%減少



休業4日以上の死傷災害

- 平成24年よりも2.8%減少
- 陸上貨物運送事業は同1.1%増加、小売業は同1.5%増加
- 社会福祉施設は同26.2%増加、飲食店は同13.3%増加



【長期療養が必要な労働者の復職等支援】

- ・事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を踏まえた取組推進

【過重労働対策】

- ・長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る監督指導等
- ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に沿って、啓発等の対策を効果的に推進

【労働災害を減少させるための業種横断的な取組】

- 転倒災害防止対策（「STOP！転倒災害プロジェクト」を展開）
- 交通労働災害防止対策（「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく指導）
- 非正規雇用労働者等対策（安全衛生教育の徹底と教育内容の充実や、安全活動の活性化）

【労働災害を減少させるための重点業種別対策】

- 第三次産業対策（労働災害の増加が著しい社会福祉施設を最重点業種として、安全衛生活動の活性化等の指導、労働者・事業者が、労働災害発生状況を認識する等安全意識の向上）
- 製造業対策（「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止、鉄鋼業など老朽化施設対策の促進）
- 建設業対策（改正労働安全衛生規則の周知徹底、建設工事における安全衛生経費の確保の要請）
- 陸上貨物運送事業対策（陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取組）

【化学物質による健康障害防止対策】

- ・改正法の円滑な施行。特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の遵守徹底

【職場におけるメンタルヘルス・健康管理対策】

- ・改正法の円滑な施行。労働者数50人未満の事業場に対する産業保健総合支援センター等による支援
- ・9月の「職場の健康診断実施強化月間」での健康診断の実施及びその後の就業上の措置の実施の徹底

【石綿健康障害予防対策】

- ・建築物解体における石綿ばく露防止対策の推進、石綿の輸入禁止の徹底等

【職業性疾病等の予防対策】

- 熱中症予防対策（建設業、警備業等、夏季を中心とした指導）
- じん肺予防対策（第8次粉じん障害防止総合対策）

【受動喫煙防止対策】

- ・職場での受動喫煙防止対策の必要性和助成金や委託事業の内容を周知啓発

【安全衛生優良企業公表制度の周知】

2. 第三次産業(特に小売業、社会福祉施設、飲食店)対策、腰痛対策(1)

目標	休業4日以上 の死傷者数(人) (小売業)	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	目標 (平成29年)
		13,099	12,808 (2.2%減)	13,365 (2.0%増)	13,030 (0.5%減)	10,479 (20%減)

平成27年の労働災害の動向

()内は平成24年との比較

- ・死傷者数は、13,030人で、前年より335人(2.5%)減少したが、減少傾向とまでは言えない。
- ・事故の型別では、昨年と比較して「転倒」は減少したが、災害の全体の約3分の1を占め、依然として件数は多い。

目標	休業4日以上 の死傷者数(人) (社会福祉施設)	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	目標 (平成29年)
		6,480	6,831 (5.4%増)	7,224 (11.5%増)	7,597 (17.2%増)	5,832 (10%減)

平成27年の労働災害の動向

()内は平成24年との比較

- ・死傷者数は7,597人で、前年より373人(5.2%)増加し、増加傾向にある。
- ・事故の型別では、「動作の反動・無理な動作」(腰痛等)と「転倒」で全体の約3分の2を占め、いずれも増加している。

目標	休業4日以上 の死傷者数(人) (飲食店)	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	目標 (平成29年)
		4,375	4,416 (0.9%増)	4,477 (2.3%増)	4,687 (7.1%増)	3,500 (20%減)

平成27年の労働災害の動向

()内は平成24年との比較

- ・死傷者数は4,687人で、前年より210人(4.7%)増加し、増加傾向にある。
- ・事故の型別では、「切れ・こすれ」、「高温・低温の物との接触」等が増加している。

2. 第三次産業(特に小売業、社会福祉施設、飲食店)対策、腰痛対策(2)

【12次防計画期間中のこれまでの取組】

○安全管理体制の確保、安全衛生活動の活性化、安全衛生教育の実施促進

- ・安全推進者の配置等に係るガイドラインの発出(H26.3)
- ・「労働災害のない職場づくりに向けた緊急対策」(H26.8)(団体要請約250団体)
- ・労働災害発生状況、具体的な防止対策、取組事例等の情報提供(リーフレット配布、業界団体等と連携)
- ・専門家による個別事業場への安全衛生コンサルティングの実施(H27実績:577事業場)
- ・多店舗展開企業の本社等に対する指導

○転倒災害防止の推進、交通労働災害防止対策の推進

- ・「STOP! 転倒災害プロジェクト」(H27～)(団体要請約300団体)

○腰痛予防対策指針の改訂(H25.6)、腰痛予防対策講習会の実施(H25～)(H27全都道府県計112回)

- ・社会福祉施設のトップを対象とした講習会(H27実績112回のうち16回)

○安全管理マニュアル、転倒災害防止や腰痛予防の好事例を公表(小売業、社会福祉施設、飲食店)

○関係業界団体等による自主的な取組に対する支援

- ・中央労働災害防止協会の安全衛生サポート事業等(H27団体指導372件、個別指導1,241件(内数))

【12次防計画期間中の今後の主な取組】

上記取組に加え、

○腰痛予防対策講習会(追加事項)

- ・社会福祉施設のトップを対象とした講習会を開催
- ・講習会の内容を収録した動画教材を作成し、ウェブサイトで公開

○雇入れ時等教育の実施を支援するための安全衛生教育マニュアル(商業)の作成・公表

○重量物取扱い業務について、諸外国の状況等を調査、検討

○これまでの取組と上半期までの災害発生状況を踏まえ、12次防最終年度に向け、取組の見直し、強化を検討

3. 陸上貨物運送事業対策

目 標	休業4日以上 の死傷者数(人) (陸上貨物運送事業)	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	目 標 (平成29年)
		13,834	14,190 (2.6%増)	14,210 (2.7%増)	13,885 (0.4%増)	12,451 (10%減)

平成27年の労働災害の動向

- ・死傷者数は13,885人で、前年より325人(2.3%)減少した。()内は平成24年との比較
- ・事故の型別では、「墜落・転落」、「転倒」、「はさまれ・巻き込まれ」、「交通事故(道路)」は減少したが、「動作の反動・無理な動作」は増加した。

【12次防計画期間中のこれまでの取組】

○荷役作業における労働災害防止対策の普及徹底等

- ・荷役作業における安全対策ガイドラインの発出(H25.3)、荷主等に対する周知、協力要請(製造業、小売業を重点)
- ・国土交通省と連携した周知(トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議等)
- ・専門家による個別事業場への診断、改善指導。取組事例の収集、公表
- ・荷役災害防止担当者に対する研修会の実施(H27実績48回、のべ受講者数1,936人)

○陸運事業者に対する指導・支援等

○交通労働災害防止対策の推進

○関係業界団体等による自主的な取組に対する支援

- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会の安全衛生レベルアップ支援事業(H27団体指導75件、個別指導37件)

【12次防計画期間中の今後の主な取組】

上記取組に加え、

- 雇入れ時等教育の実施を支援するための安全衛生教育マニュアルの作成・公表
- これまでの取組と上半期までの災害発生状況を踏まえ、12次防最終年度に向け、取組の見直し、強化を検討

4. 建設業対策

目標	死亡者数(人) (建設業)	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	目標 (平成29年)
		367	342 (6.8%減)	377 (2.7%増)	327 (10.9%減)	294 (20%減)

()内は平成24年との比較

平成27年の労働災害の動向

- ・死亡者数は327人で、前年より50人(13.3%)減少し、過去最少となった。
- ・事故の型では、「墜落・転落」が最多であるが、減少傾向にある。
- ・東日本大震災からの復旧・復興工事が本格化している岩手、宮城、福島3県の合計では、死亡者数が27人で前年より1人減少し、死傷災害が1,114人で前年より111人減少した。

【12次防計画期間中のこれまでの取組】

- 労働安全衛生規則等の改正による足場の規制強化(H27.7施行)
- 屋根等の足場の設置が困難な高所作業での墜落防止対策の普及
- 手すり先行工法等の墜落防止措置の普及(H27現場指導、支援214現場)
- 発注者における安全衛生経費確保に向けた発注者、施工者、行政による建設工事関係者連絡会議立ち上げ(都道府県労働局)(H26～)
- 建設業の発注者に対し、施工時の安全衛生経費を確保するよう国土交通省と連携して要請(H27.6～)
- 解体工事に係るアスベストのばく露防止対策の指導
- 震災の復旧・復興工事に関する新規参入者等教育支援事業
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 大会施設工事安全衛生協議会の立ち上げ

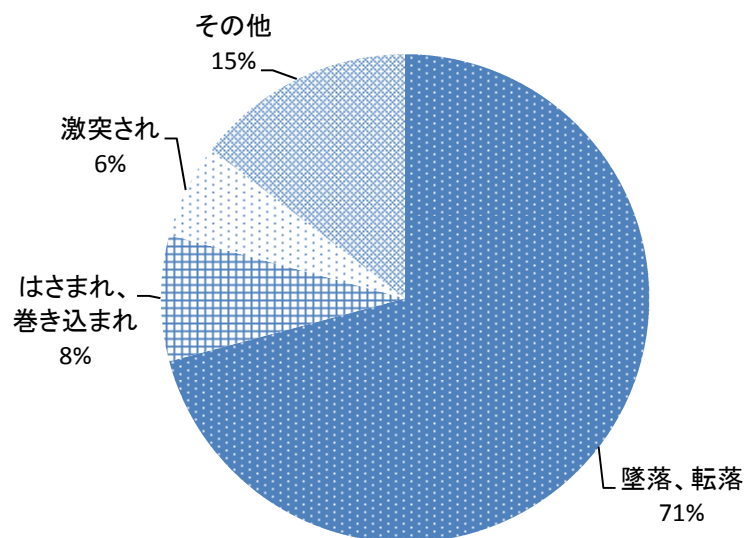
【12次防計画期間中の今後の主な取組】

- 上記取組に加え、
- 安全性の高いハーネス型安全帯の更なる普及に向けた取組の検討
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る工事の安全衛生対策の推進

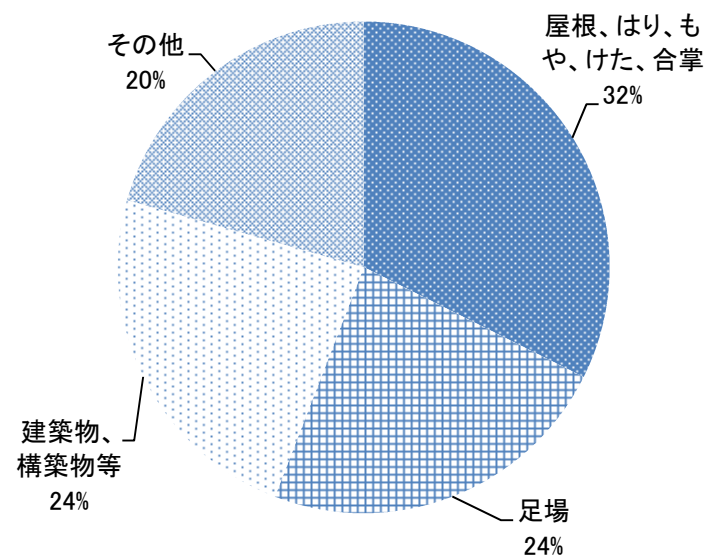
(参考)建設業における一人親方の死亡災害発生状況

	一人親方
平成27年	48人

事故の型別死亡災害発生状況



墜落、転落災害に係る起因物別災害発生状況



※一人親方とは、労働者を使用しないで土木、建設その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊若しくは、解体又はその準備の事業(大工、左官、とび職人など)等の事業を行うことを常態とする者をいう。

※厚生労働省調べ

5. 製造業対策

目標	死亡者数(人) (製造業)	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	目標 (平成29年)
		199	201 (1.0%増)	180 (9.5%減)	160 (19.6%減)	189 (5%減)

平成27年の労働災害の動向

()内は平成24年との比較

- ・死亡者数は160人で、前年より20人(11.1%)減少し、過去最少となった。
- ・事故の型では、機械などによる「はさまれ・巻き込まれ」が最多であるが、減少傾向にある。

【12次防計画期間中のこれまでの取組】

○労働安全衛生規則改正による食料品加工用機械の規制強化(H25)

- ・労働安全衛生規則改正の周知事業(H25)
- ・食料品加工用機械の規制に係る自主点検(H26)

○中央労働災害防止協会の安全衛生サポート事業(H25～)(H27団体指導372件、個別指導1,241件(内数))

○中小零細企業向けリスクアセスメント／労働安全衛生マネジメントシステムの普及啓発事業(H26研修会延べ参加者数1,643人)

○市場に流通している機械等の安全性確保のための買取試験事業(H26～)

○機械の本質安全化対策の推進(機械の本質安全化に係る規格の調査、周知普及)

○鉄鋼業における安全管理活動に係る自主点検結果(H28～、対象182事業場)を踏まえた要請

【12次防計画期間中の今後の主な取組】

上記取組に加え、

○産業用ロボットの設計段階でのリスクアセスメント普及促進(H28～、トライアル実施予定:5事業場)

○新たな制御機能の付加による安全確保方策(機能安全)の信頼度に応じたボイラー等の取扱規制の見直し

6. メンタルヘルス対策

目標	メンタルヘルス対策 に取り組んでいる 事業場割合(%)	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	目標 (平成29年)
		47.2%	60.7%	—	(H28秋頃 公表予定)	80%以上

【12次防計画期間中のこれまでの取組】

○メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組

- ・産業保健総合支援事業において、事業場への個別訪問等による労働者の健康確保に関する相談対応(H27実績:
メンタル不調者相談(2,217人))
- ・ポータルサイト「あかるい職場応援団」による情報提供等パワハラ対策

○ストレスへの気づきと対応の促進

- ・ストレスチェック制度の創設、監督指導等による適切な履行確保
- ・ストレスチェック実施者等に対するマニュアルの策定、産業保健総合支援事業における研修の実施(H27実績:管理監督者向けメンタルヘルス研修(4,701回・74,306人)の他、産業保健関係者への専門的研修(メンタルヘルス対策をテーマにしたもの等(2,940回・144,637人))
- ・産業保健総合支援事業において、小規模事業場へのストレスチェックの実施やそれに伴う産業医活動への助成(H27実績:172事業場)

○取組方策の分からない事業場への支援

- ・産業保健総合支援事業において、事業者向けセミナー(H27実績:516回の内数)
- ・産業保健総合支援事業において、産業保健関係者からの専門的相談対応(H27実績:ストレスチェック制度関係(22,163件)、職場におけるメンタルヘルス対策(5,152件))、事業場へのメンタルヘルス個別訪問支援(H27実績:メンタルヘルス個別訪問支援6,387件)
- ・ポータルサイト「こころの耳」における事例収集・情報提供、労働者向けメール相談(H27実績:6,496件)、電話相談(H27実績:2,896件)の実施

○職場復帰対策の促進

- ・心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引きのポータルサイト「こころの耳」での周知

【12次防計画期間中の今後の主な取組】

上記取組に加え、

- 厚生労働科学研究の結果を踏まえたメンタルヘルス不調の予防のための職場環境の改善・快適化に係る手法等の検討

- 職場復帰支援モデルプログラムの作成・職場復帰支援プログラムの作成支援

7. 過重労働対策

目標	週労働時間 60時間以上 の雇用者の 割合(%)	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	目標 (平成29年)
		9.3%	9.1% (2.2%減)	8.8% (5.4%減)	8.5% (8.6%減)	8.2% (11.8%減)	(6.5%) (30%減)

※12次防の目標は「週労働時間60時間以上の雇用者の割合を30%以上減少させる(H29/23比)」。

()内は平成23年との比較

【12次防計画期間中のこれまでの取組】

過労死等の防止のための対策に関する大綱に基づく各種取組

○健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減

- ・産業保健総合支援事業において、産業保健関係者からの専門的相談対応(H27実績:過重労働関係(559件))
- ・産業保健総合支援事業において、事業場への個別訪問等による労働者の健康確保に関する相談対応(H27実績:長時間労働者に対する面接指導(14,572人)、脳・心臓疾患保健指導等(92,343人))

○働き方・休み方の見直しの推進

- ・本省に大臣をトップとする「長時間労働削減推進本部」を、また各労働局に「働き方改革推進本部」を設置し、長時間労働の削減等について働きかける等の「働き方改革」の推進(H26～)
- ・36協定の適正化を図るため、限度基準告示に適合するよう指導を実施
- ・月100時間超の残業が行われている事業場等に対する監督指導の徹底
- ・社会的に影響力の大きい企業が違法な長時間労働を複数の事業場で行っている場合に企業名を公表
- ・過労死等調査研究センターにおける調査研究、過労死等防止対策推進シンポジウム、過重労働解消のためのセミナー(H26～)

【12次防計画期間中の今後の主な取組】

上記取組に加え、

○引き続き、「一億総活躍社会」の実現に向けた働き方改革の推進

○産業保健活動促進に向けた制度見直しを含め、産業医制度の在り方に関する検討を実施

8. 熱中症対策

目標	職場での熱中症による 死傷者数(5年合計値)(人)	平成20年～24年 の合計値 【(参考)年平均】	平成25年～27年 の合計値 【(参考)年平均】	目標 平成25年～29年 の合計値 【(参考)年平均】
		1,948 【390】	1,417 【472】	1,558(20%減) 【312】

()内は平成24年との比較

平成27年の労働災害の動向

死傷者数は464人で、前年から41人(9.7%)増加。平成25年～27年(12次防計画期間中)の死傷者数の年平均は472人であり、平成20～24年(11次防計画期間中)の死傷者数の年平均より21%増加している。

【12次防計画期間中のこれまでの取組】

○前年の死亡災害の発生状況等を踏まえた重点対策の実施

- ・労働災害の発生状況を踏まえた熱中症予防対策の重点的な実施事項を取りまとめ、当該事項に基づく事業場への指導等(平成27年度においては、前倒しして2月に通達発出)

(重点業種:建設業及び警備業 重点事項:熱への順化、休憩場所の整備、健康診断結果に基づく健康管理等)

- ・前年の熱中症による労働災害の発生状況を取りまとめて公表、注意喚起(5月)
- ・事業者向けに加え、従事者向けリーフレットを作成し、対策の周知。

○労働安全衛生総合研究所において熱中症対策製品に係る機能評価基準の研究を実施

【12次防計画期間中の今後の主な取組】

上記取組に加え、

○熱中症による災害発生状況を踏まえた重点対策を引き続き実施

○電子式WBGT指数計※の普及に向けた対応(使い方等のマニュアル作成・周知啓発事業)

※比較的安価で簡易にWBGT値(暑さ指数)を測定できる機器。今後標準規格としてJISが策定される予定。

9. 化学物質による健康障害防止対策

目標	危険有害性の表示とSDSの交付を行っている化学物質製造者の割合(%)	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	目標 (平成29年)
		—	—	ラベル表示 47.7% SDS 48.0%	— (H28調査・ H29公表)	80%

(注) 表中「ラベル表示」は危険有害性がある化学物質のうち、労働安全衛生法でラベル表示が義務づけられていないものについて、譲渡・提供の際に、すべてにラベル表示を行っている事業場の割合をいう。
表中「SDS」は危険有害性がある化学物質のうち、労働安全衛生法でSDSの交付が義務づけられていないものについて、譲渡・提供の際に、すべてにSDSの交付を行っている事業場の割合をいう。

【12次防計画期間中のこれまでの取組】

- 改正労働安全衛生法等(化学物質のリスクアセスメントの義務化及びラベル表示対象物質の拡大)の施行(H28.6～)
- 「職場のあんぜんサイト」に約2,500物質のモデルラベル・モデルSDS、リスクアセスメント・ツールを掲載
- ラベル・SDSやリスクアセスメントに関する相談窓口の設置・専門家による支援(H26～)
- 発がん性があると評価された化学物質のリスク評価を加速(H27は、8物質のリスク評価を実施。1物質がリスクが高く、健康障害防止措置を義務付ける必要があると結論)
- 化学物質の譲渡・提供時におけるSDSの確実な交付の指導
- 印刷業における胆管がん事案、化学工場における膀胱がん事案の発生を踏まえた規制の見直し、労働基準監督署等を通じた指導

【12次防計画期間中の今後の主な取組】

- 上記取組に加え、
- 作業別の発散防止、換気等の具体的措置を示した簡易マニュアル作成
- 都道府県労働局、労働基準監督署を通じた改正法の周知・啓発
- 引き続き、化学物質の取扱い事業場に対し、都道府県労働局や労働基準監督署における指導により特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の遵守徹底を図る。

10. 受動喫煙防止対策

目標	職場で受動喫煙を受けている労働者の割合(%)	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	目標 (平成29年)
		51.8%	47.7%	—	(H28秋頃公表予定)	15%以下

(参考)職場で喫煙しない労働者では、42.1%(平成24年)、36.8%(平成25年)となっている。

【12次防計画期間中のこれまでの取組】

○各種支援の実施

- ・受動喫煙防止対策に取り組む中小規模事業場に対する助成金
(H27交付実績:559件)
- ・専門家による電話相談窓口、事業場における対策を推進するための説明会
(H27実地指導:98件、説明会:150回)
- ・たばこ煙濃度等の測定のための機器の貸与等の支援(H27貸出実績:724件)

○改正労働安全衛生法(受動喫煙防止措置の努力義務等)施行(H27.6～)

- ・技術的留意事項を通知(H27.5)

【12次防計画期間中の今後の主な取組】

引き続き、

- 都道府県労働局、労働基準監督署を通じた職場での受動喫煙防止対策の必要性和助成金や委託事業の内容を周知啓発

11. 非正規労働者対策

【12次防計画期間中のこれまでの取組】

○業種横断的な重点課題として、非正規労働者に対する「雇入れ教育等安全衛生教育の徹底」と「安全衛生活動の活性化」を重点に周知・指導

- ・非正規労働者の労働者数が多い第三次産業(小売業、飲食店)について、安全活動の活性化に重点を置いたリーフレットを作成し、局署において事業場への周知・指導の実施
- ・派遣労働者の安全衛生教育の実施について、派遣先(製造業)関係団体、派遣元関係団体に周知要請。局署においても事業場への周知・指導の実施
- ・改正派遣法の施行(H27.9.30)に併せ、改定された派遣元指針及び派遣先指針に基づき、派遣元、派遣先が安全衛生教育や健康診断の実施等にあたり、法令に基づく役割を果たし、双方の密接な連携を徹底するために周知の実施(H27年度実績240団体)
- ・外国人技能実習生を含む外国人労働者についても、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に示す安全衛生教育の実施、労働災害防止に関する標識・掲示等の徹底

○派遣労働者の多い製造業について、雇入れ時等教育の実施を支援するための安全衛生教育マニュアルを作成・公表

- ・非正規労働者は、業務経験の短さ等から相対的に労働災害に被災しやすいと考えられることから、未熟練労働者に対する危険感受性の向上等を重点に置いた標準的な教育マニュアルを作成する。

【12次防計画期間中の今後の主な取組】

上記取組に加え、

○安全衛生教育マニュアル(陸運業・商業)についても作成・公表

○平成25年労働安全衛生調査に引き続き、平成27年労働安全衛生特別調査で非正規労働者に対する安全衛生教育・安全衛生活動参加の実施状況調査実施(調査結果については、平成28年秋公表予定)

12. その他

【リスクアセスメントの普及促進】

- 中小零細企業向けリスクアセスメント／労働安全衛生マネジメントシステムの普及啓発事業(H25,H26)
- 改正労働安全衛生法等(化学物質のリスクアセスメントの義務化及びラベル表示対象物質の拡大)の施行(H28.6～)(再掲)

【行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組】

- 関係業界団体等による自主的な取組に対する支援(H27団体指導918件、個別指導2,288件)
 - ・中央労働災害防止協会の安全衛生サポート事業等(H27団体指導372件、個別指導1,241件)
 - ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会の安全衛生レベルアップ支援事業(H27年団体指導75件、個別指導37件)

【社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の推進】

- 改正労働安全衛生法(特別安全衛生改善計画の創設)の施行(H27.6～)
- 安全衛生優良企業公表制度の創設(H27.6～)(H28.7.11現在:23社公表)

【科学的根拠、国際動向を踏まえた施策の推進】

- 労働安全衛生総合研究所における各種研究(H25～)

【発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化】

- 建設業の発注者に対し、施工時の安全衛生経費を確保するよう国土交通省と連携して要請(H27.6～)(再掲)

【東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応】

- 東電福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドラインの策定(H27.8.26)
- 改正電離則等(特例緊急被ばく限度の設定等)の施行(H28.4～)
- 廃炉等作業員の健康支援相談窓口の設置(H28.7～)
- 緊急作業従事者に係る健康診断結果等のデータベースへの登録、大臣指針に基づくがん検診等の実施、健康相談窓口の設置
- 除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等改定(H26.11)
- 東電福島第一原子力発電所、除染等業務を行う事業者に対する指導徹底
- (再掲)震災の復旧復興工事に関する新規参入者等教育支援事業(H27巡回指導2,599現場)

【治療と職業生活の両立支援対策】

- 事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン策定(H27)
- 産業保健総合支援事業等において、セミナー・研修、個別訪問支援等の実施(H27～)

【粉じん障害防止対策】

- 改正粉じん障害防止規則等(有効な呼吸用保護具の使用が必要な作業の追加)の施行(H26.7,H27.10)